

検討会議を設置し、虐待防止への取り組みをされているとのことでした。権利擁護についても26年度には権利擁護機能検討会議を法人内に設置されるそうです。



最後に、提言者の大阪手をつなぐ育成会 地域活動支援センターしらさぎ・ネスト センター長の左古 久代氏がP&A大阪の取り組みについてお話しされました。P&A大阪は、2001年に設立された法人格を持たない任意団体で、アメリカの権利擁護機関P&A(プロテクション・アンド・アドボカシー)を日本にも、という主旨で立ち上げられたP&A-JAPANに賛同し立ち上げられたそうです。知的障がいへの理解を求めて、警察、コンビニ、交通機関、医療機関といった知的障がい者が生活をしていく上で重要な機関への啓発活動を続けられてきたそうです。また、さらなる啓発活動をしていく上で、P&A大阪だけでは10人程度の人手しかいないので、権利擁護の担い手を養成する「アドボカシー・インストラクター養成講座」を開催したとのことでした。障がい者本人に向けても、本人向けの楽しく参加できるワークショップ「あきらめない！」を開催してきたそうです。

「権利」について考え、「権利主張」の在り方と「権利主体」の尊重について考えることは、今後、障害者総合支援法でなされていく「意思決定支援」を考えることにもつながる大変意義深い分科会でした。

### 第13回 大阪市手をつなぐ育成会大会が 開催されました

東淀川区支部 森脇 安佐子

晩秋の好天に恵まれた日曜日、郊外へ紅葉狩りに行く家族連れを横目に、33歳の息子を主人に託して参加しました。

午前には全日本育成会常務理事の田中正博氏による「中央情勢について」報告がありました。資料のスライドのトップに塑像の写真が掲載されており、聞くとベネチアの現代アート展に出展している自閉症の青

年の作品との事でした。作品には細かい同じ大きさの突起があり、何かしら古代人が作ったような厳かな感じがしました。彼の作品が文部科学省のロビーに展示されていて、文部科学省では障がい者芸術の拠点を全国各地に設置するというのだそうです。

さて、私たち親が注目している「障害者総合支援法」のお話です。〈障害者総合支援法の施行に関わる主な検討課題〉としては、平成25年4月施行分として「障がい者の範囲への難病等の追加」がされました。次のステップとして、平成26年4月施行分としては、「障害支援区分」(平成25年度に100程度の市町村でモデル事業を実施し、新たな支援区分の判定式を確定するのだそうです。)、**「重度訪問介護の対象拡大」**(区分4以上、常時介護、支援困難者、行動障がい、家の中での利用もOKとのことでした。)、**「ケアホームのグループホームへの一元化」**(事業者の指定基準や報酬のあり方とともに、外部サービス利用規制の見直しやサテライト型住居の創設の検討がされており、一人暮らしを対象にすることも考えられているようです。)また、これらの他に小規模入所施設等の住居支援のあり方も検討されるとのことでした。

次に65歳以上の知的障がい者が近い将来5万人を越えると予測され、高齢になれば内科的な病気が増え、身体機能の低下、認知機能の低下が見られますが、知的障がい者は健常者より10年早く老化が現れると言われていています。高齢福祉サービスへの移行、高齢化に対応できない知的障がい者支援、意思決定の仕組みの確立など様々な課題があり、全日本育成会としても重点的に取り組んでいくということでした。

午後からは長く障がい児・者を支援してこられた近江ふるさと会 総括園長の飯田雅子氏による「しあわせな人生を送るために～青、壮年期から老年期に向けて必要な支援とは～」の講演でした。ご自身の経験を踏まえたお話しの中で、「障がい者は不運であるかもしれないが、不幸になってはいけない」、「全人格欠損者でない」、「残存能力をどう活用するか」、「感性の鋭い障がい者を励ます・認める・自信をつけるような支援をする」という言葉が印象に残りました。また、最後には「障がい者が健やかに育ち、安心して暮らせる道をどう創造していくか、障がい者一人ひとりが良い人生だったと感じられる道づくりに励んでください」と力づけてくださいました。

障がい者の息子がいたからこそ、障がい者制度の勉強をする機会、他の障がい者への理解、思いやりを持つことができました。